 **大崎市運転免許自主返納支援事業**

平成３１年４月１日から

運転免許証を自主返納すると

市民バス等の運賃が

１年間半額になります！

大崎市では，高齢運転者による交通事故の防止を目的として，運転免許自主返納者に対する支援事業を平成３１年４月１日から実施します。

●対象者

次の全ての要件に該当する方。

①申請時に大崎市内に住民登録されている方。

②**平成３１年４月１日以降**に運転免許証の全部を自主返納した方。

●支援内容

　申請により交付される「大崎市市民バス等割引乗車証」を乗務員に提示すると，市民バス等の運賃が，１年間半額に割引となります。

　※支援内容の詳細については，裏面を確認してください。

●申請に必要なもの

①「運転免許を取り消した旨の通知書（運転免許取消通知書）」または「運転経歴証明書」の写し。

②申請者の印鑑

●申請窓口

　大崎市役所市民協働推進部まちづくり推進課，各総合支所地域振興課

－手続きの流れ－　※**平成３１年４月１日以降**に手続きした方が対象になります。

●運転免許自主返納の手続きをします

運転免許センターまたは警察署で，運転免許自主返納の手続きをして，「運転免許を取り消した旨の通知書（運転免許取消通知書）」または「運転経歴証明書」の交付を受けてください。

●大崎市運転免許自主返納支援事業の手続きをします

　本人または家族等が，上記の申請に必要なものをお持ちのうえ，申請窓口で申請してください。「大崎市市民バス等割引乗車証」の交付までには，一週間程度の期間を要します。

－支援内容の詳細－

●次の市民バス等の運賃が，１年間半額になります。

（平成３１年４月１日時点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 割引内容 | 半額 | ・乗車ごとの運賃を割引（定期券，回数券購入などには適用されません。）。  ・障がい者割引との併用はできません。 | |
| 割引期間 | １年間 | ・大崎市市民バス等割引乗車証の交付決定日から１年後の月末まで。 | |
| 割引対象となる  市民バス等 | 市民バス | | 清滝線，鳴子線，大貫線，高倉線，三本木大衡線，宮沢真山線，松山鹿島台線 |
| 中心市街地循環便 | | 南側循環便左回り，南側循環便右回り，北側循環便左回り，北側循環便右回り，シャトル便 |
| 市営バス | | 鬼首線 |

※上記の大崎市が運営する市民バス等の他，㈱ミヤコーバス様が運営する色麻線についても運賃割引が受けられます。また，地域住民が運営する地域内交通（松山地域，鹿島台地域，岩出山地域，鳴子温泉地域鬼首地区，田尻地域）についても支援が受けられますが，事前の会員登録や割引内容などに違いがありますので，各地域の地域振興課か下記のまちづくり推進課までお問い合わせください。

【参考】大崎市市民バス等割引乗車証

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 表 | | |  | 裏 |
| 大崎市市民バス等割引乗車証 | | |  | （留意事項）  １　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  ２　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  ３　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  大崎市市民協働推進部まちづくり推進課  電話　０２２９（２３）５０６９ |
|  | 有効期限：２０●●年●月末日まで |  |
| 交付番号  氏　　名  住　　所  生年月日　　　　　平成　　年　　月　　日  大崎市長　印 | | |

※名刺（縦55㎜×横91㎜）と同程度のサイズになります。

※本支援事業による大崎市市民バス等割引乗車証の交付は１回限りになります（有効期限内の再交付は除く）。

－お問い合わせ－

大崎市市民協働推進部まちづくり推進課

電話０２２９－２３－５０６９



